

言葉の超民族的機能（Ⅰ）

—台湾の国語を例として—

中川 仁

キーワード：国語の成立，国語教育，多言語社会，超民族語，諸要因

要 旨

本稿では言葉の超民族的機能について述べるものであり、例として扱う言語は台湾の国語である。

1. 国語の成立
2. 国語教育の経緯と展開
3. 超民族的機能
 - ・台湾社会とその背景
 - ・多言語状況と勢力拡大の言語及び勢力後退の言語
 - ・超民族語の国語化

まずこの3点について説明し、多言語社会をとりまとめるためにどのような政策が打ち出され、それを浸透させ、成長言語に仕立てあげていったのか、つまりその言語は超民族的機能の役割を果たすこととなり、勢力を拡大するに至った言語なのである。

またその言語はどのような形で超民族語となり、勢力を拡大していったのか、その諸要因を提示し、その他の言語がどのように扱われていったのかについても述べ、台湾の国語を一つの社会現象から状況を捉え、国語の概観について解説したものである。

0. はじめに

台湾は歴史的に二度にわたる言語政策を受けている。一つは日本が植民地統治した時代の日本語教育の展開であり、もう一つは国民党政権が台湾に中華民国を移転させた時の国語教育の展開である。いずれもこの二つの言語は多言語社会をとりまとめるために、打ち出された政策であり、言語教育の展開によって、浸透させた成長言語なのである。つまりその言語は超民族的機能の役割を果たすこととなり、多言語社会において単一言語が指向され、勢力を拡大するに至った言語なのである。ここでは日本の植民地統治時代に行われた日本語教育の経緯と展開には触れず、国語の成立と台湾の国語教育の経緯と展開の概観を説明し、その言語がどのような形で超民族語となり、その他の言語はどのよ

うに扱われていったのかについて解説し、台湾の国語をあらたな視点でとらえようとしたものである。

1. 国語の成立

ここでいう国語の成立とは国語運動の一側面を通史的にみていくものである。

国語の成立は歴史的な背景から二つの段階に分けられる。一つは清朝末年の国語運動から日中戦争まで、もう一つは国民党が台湾へ移転してきてから現在までである⁽¹⁾。

国語の成立というのは中国大陆での方言の多さから生じた言語接触の困難さ及び外圧等による国内の不安定な困難さから知識分子の層が共通語の必要性を主張し、民族と言語の一体化を試みたのである。

『漢語与中國新啓蒙』によると、この運動の理論は次の四つに集約される⁽²⁾。

- ① 語言文字是各種文化要素或文化現象的媒體，是文化系統的符號體系，對於民族文化的形成，發展起着十分重要的作用。（言語と文字は様々の文化要素や文化現象の媒体であり、文化系統の記号体系であり、民族文化の形成や発展に対してたいへん重要な働きを果している。）
- ② 文字是語言的代用品，是在不斷發展變化的。（文字は言語の代用品であり、絶えず発展し、変化しているのである。）
- ③ 應該「改良文字，使文字悉統於聲音」。（「文字を改良し、文字を悉く音声に一致させる」べきである。）
- ④ 必須「統一語言以結團體」。（「言語を統一することを以て、団体を結束しなければならない。」）

これらは特に漢字の表音化運動を出発点とし、文字を通して、言語の統一性を検討していったのである。国語運動の初期の段階では文字改革及び標準語音の制定がとりあげられて言語の統一を図り、漢字を様々な角度から工夫し、一般の人々に浸透させることを目的としたのである。その国語運動に関わる中心人物は盧戇章、王照、勞乃宣の三人である。

それぞれについてみていくこととする。

盧戇章は国語運動の先駆者とされ、厦門方言を基にして発音を表す記号を考案した人物である。これを切音新字という⁽³⁾。彼は自国の文字の欠点を指摘し⁽⁴⁾、人々が簡単に文字を習得できるようになることを主張した。

王照は漢字の筆画を活用し、切音字を考案した人物である。日本の片仮名を真似て、漢字の偏旁を組み合わせ、官話合声字母を考案した。時の京師大学堂総教習である呉汝綸に好まれ⁽⁵⁾、官学大臣である張百熙に推薦され、一時期、北方地域を中心に流行したが、思想的に危険な一面もあり、うまくはいかなかったのである。しかしこの理論是北京語音を国語の標準音とする基礎を作ったのである。

勞乃宣は官話字母に基づいて簡字全譜を考案し、南方語を中心に切音字運動を展開したのである。南方諸方言は官話字母を直接受け入れることはできず、それに基づいて適応の方法を考えるしかなかったのである⁽⁶⁾。彼の考え方は文盲をなくし、識字率を高めようとしたものである。

つまり切音字運動には色々な意見が繰り広げられ、どこの語音を基調にするのかという問題が浮上し、きわめて困難なことだったのである。

1913年に中華民国政府は読音統一会を招集し、国音を定めるために検討を始めた。

任務については次のようになる⁽⁷⁾。

- ① 審定一切字音為法國音。（すべての字音を審査し、法定国音を定めるのである。）
- ② 將所有國音均析為至純之音素，核定所有音素總數。（あらゆる国音を最も単純な音素に分析し、あらゆる音素の総数を決定する。）
- ③ 采定字母，每一音素以一字母表之。（字母を策定し、それぞれの音素は全て一つの字母で表す。）

国音を定めることは韻書『音韻闡微』から同音字が採取され、備審字類として、その発音の審査が行われた。そして音素を確定し、字母を定めることで、色々な意見が争われた結果、39個の注音字母⁽⁸⁾が可決されたのである。中国大陆では中国語表音字母である注音字母が1913年3月に読音統一会を通して定められ、5年後の1918年になってから教育部より公布された。実際に本格的に始まったのは1920年である。しかしこの時に定められた国音は地方音を考慮に入れて討議したため、発音しにくい国音を作りだしてしまったのである。国音から京音を標準音にしようと主張する人が多くなってきたのである。

1919年に教育部は国語統一籌備委員会を成立させ、注音字母及び国音字典に手を加え、翌年、教育部は国語統一籌備委員会が提出した国語統一進行方法より、国語として全国で実践されていったのである。要旨は次のようである⁽⁹⁾。

查吾國以文言紛岐，影響所及，學校教育因感受進步遲滯之苦痛，即人事社會亦欠具統一精神之利器。若不急使言文一致，欲圖文化之發展，其道無由。本部年來對於統一國語一事，既積極進行，現在全國教育界輿論趨向，又咸以國民學校國文科宜改授國語為言，體察情形，提倡國語教育實難再緩。茲定自本年秋季起，凡國民學校一、二年級，先改國文為語體文，以期收言文一致之効。（我が国は文語と口語とが錯綜することにより、さまざまな面に影響している。そのため、学校教育は進歩の遅れや停滞がもたらした苦痛を感じ、人間社会の物事においても、その精神を統一する利器に欠けている。もし一刻も早く言文一致させなかったら、文化の発展を図ろうと欲しても、その拠る基準はない。近年当部は国語の統一を、既に積極的に進行しており、現在全国の教育界の意見も、また皆国民学校の国文科が国語を教授することに改まるべきことを良しとしている。この状況を考えて国語教育を提唱することは実にもう遅れさせることができない次第である。こちらでは今年の秋季より、すべての国民学校の一、二年生において先に国文を語体文に改めと定め、これを以て言文一致効果を獲得することを期する。）

この教育内容が発令されてから学校当局は批判や反発をしたが、知識分子の層はおおいに賛成し、高く評価したのである。

また一方では国語統一籌備委員会が標準語を北京音にするか或いは人為的に作った国音にするかという問題を抱えていた。その問題については以前よりとりあげられていた論議である。国音をやめて京音にすることを強く主張したのは、張士一である。彼は自分の論文の中で次の3つの意見を示している⁽¹⁰⁾。

- ① 由教育部公布合於學理的「標準語」定義，就是定：至少受過中等教育的北京本地人的話為國語的標準。（教育部から学理に合った「標準語」の定義を公表する。即ち、少なくとも中等教育を受

けた北京地元の人が話している言葉を国語の標準とする。)

- ② 由教育部主持：請有真正科學的語音學訓練的人，去研究「標準語」裏面所用的音；分析後，先用科學的方法記下。（教育部の責任において、本当に科学的な音声学の訓練を受けた人に、「標準語」の中で使われる語音を研究してもらい、それを分析したあと、まず科学的方法で記録する。）
- ③ 由教育部主持：請語音學家，語言學家，心理學家，教育學家，配製字母。（教育部の責任において、音声学、言語学、心理学、教育学の専門家にその音声記号を作ってもらう。）

この意見は結局のところ受け入れられなかったが、北京音を標準音とする考えは変わらなかった。そして国語統一籌備委員会の第三次大会において、黎錦熙は北京音を標準音にする案を提出したが、これも通らなかったのである。しかしこの運動は論議と紛争の末、1932年に国音常用字彙の公布により、注音字母が使用されるようになり、北京音を標準音にすることもだんだんと落ち着いてきたのである。

2. 国語教育の経緯と展開

台湾における国語教育とは国民党政権の台湾移転によって、展開された言語教育である。

台湾における国語教育の経緯は歴史的な背景と社会及び政治的な背景が大きく関わっている。この歴史的な背景とは日本がかつて植民地として統治し、大東亜戦争から敗戦を迎え、蒋介石が率いる国民党政権に接收されたことから新しい歴史が作られていったのである。社会及び政治的な背景はその時からの政策等にある。つまり台湾は日本の植民地以前も多言語状況がはっきりと現れていたというところに日本語教育が言語関与し、発展していったのである。そのような土壌から国語教育を展開させるにあたって、「国語推行」の学者が大陸から台湾に派遣され、「台湾省国語推行委員会」が成立し、委員会は台湾省行政長官公署に属し、常務委員には魏建功、専任委員には何容らがそれぞれいた。組織は「標準国語」を「推行」し、「語文教育」を徹底させることをスローガンにしている。国語教育を推し進めるにあたって、大陸から色々な層の教師が入って来たと思われる。例えば、台湾へ行って一旗揚げをすることを目的として渡って来た人や、標準語が話せない人など大量に来たのである。これらの人々が国語教育に携わっていたわけだが、授業を受けている者にとっては苦痛に感じていたであろう。しかし国民党政府は「標準国語」こそ、イデオロギーであると考え、この観念を植え付けていったのである。公務機関で働く者への採用を国語が話せることを必要条件とし、国語は上位言語であるということを認識させていったのである。

国語教育の展開は「台湾省国語推行委員会」の設置によって、「全国国語運動綱領」、そして台湾の特殊な言語状況から「台湾国語運動綱領」が制定され実施させるに至ったのである。次のような内容である⁽¹¹⁾。

(1) 「全国国語運動綱領」

- ① 實行中國字讀音標準化，統一全國的讀音。（漢字の読音標準化を実行し、全国の読音を統一する。）

- ② 推行國語，使能通行全国，並作為外國人學習我國語言的標準。（國語を実施し、それを全国に通用するようにし、外国人が我が国の言語を学習する時の標準語とする。）
- ③ 推行注音國字，普及識字教育，奠定民主基礎。（注音國字の使用を推進し、識字教育を普及させ、民主の基礎を定める。）
- ④ 推行注音符號，溝通邊疆語文。（注音符号の使用を推進し、辺境地区の言語文字を通じるようにする。）
- ⑤ 研究國語教學法，增進教育效率。（國語教授法を研究し、教育の効率を上げるようにする。）

（２）「台湾國語運動綱領」

- ① 實行台語復元，從方言比較來學習國語。（台灣語の回復を実行し、方言の比較から國語を学習する。）
- ② 注重國字讀音，從孔子曰引渡到國音。（國字の讀音を重んじ、孔子の言葉から國音へと導く。）
- ③ 刷新日語句法，以國音直接讀文，達成文章還原。（日本語の訓讀法を廃止させ、國音で直接に文を読み、文章の復元を達成させる。）
- ④ 研究詞類對照，充實語文內容，建設新生國語。（語彙の對照を研究し、言語文字の内容を充実にさせ、新たな國語を建設する。）
- ⑤ 利用注音符號，溝通民族意志，貫融中華文化。（注音符号を利用し、民族の意志を疎通させ、中華文化を融合する。）
- ⑥ 鼓勵學習心理，增進教學效能。（學習意欲を起こさせ、教學の効率を上げる。）

これらの綱領から國語教育が展開されたといえるが、最大の目的は日本語を消滅させることであった。徹底した日本語使用者の排除ということになる。台灣語の使用については國語教育をおこなう上での教授法の役割しか果たしておらず、苦肉の策であったろうと思われる。行政長官であった陳儀は台灣同胞への中華文化の共有を示唆し、國語教育の展開を短い期間で達成させようと考えた。また各地域に國語推行所を設立し、講習所や工作站などで國語教育が教授されたのである。その内容については次のようになっているのである⁽¹²⁾。

- ① 傳習標準國語。（標準的な國語を教授する。）
- ② 解答國語疑問。（國語への疑問に解答する。）
- ③ 協助各縣市成立國語推行所。（各縣市に國語推行所の設置に協力する。）
- ④ 發布本省國語推行委員會宣傳書刊。（本省での國語推行委員の宣傳書物を発行する。）
- ⑤ 調查本省各縣市方言及流行之歌謠故事。（本省での各縣市の方言や流行している歌謠及び物語を調査すること。）

このような展開から1956年には強制的な「説國語運動」が始まり、公的な場所及び場面はすべて國語を話すことが定められたのである。そして1965年には政府が各縣市や学校に「加強推行國語計畫」を発令したのである。この計畫の要旨は次のようになる⁽¹³⁾。

- ① 各級學校師生必須隨時隨地使用國語。學生違犯者依獎懲辦法辦理。（それぞれの学校において、教師や学生はいつでもどこでも国語を使用すること。これに違反した学生は厳罰に処す。）
- ② 禁止電影院對外播放方言，外語。（映画館では方言及び外国語での放送を禁止する。）
- ③ 嚴加勸導街頭宣傳勿用方言，外語。（街頭の宣伝では方言を使用しないようにする。）
- ④ 各級運動會禁止方言報告。（運動会もしくはスポーツ大会の時、スピーチで方言を使用してはいけない。）
- ⑤ 嚴加勸導電影院勿以方言翻譯。（映画館では方言で翻訳しないことを強く指導した。）

その後1959年に国語推行委員会は国語教育が人々に浸透したという理由で、一度止められた。そして67年には国語教育の浸透がかんばしくないという理由から国語推行委員会の復活や加強推行国語等の案が国民大会を通過させたのである。その背景には中華文芸復興委員会がからんでいるのである。この委員会が通過させた案は次の通りである⁽¹⁴⁾。

- ① 立刻恢復教育國語推行委員會，統一規劃，積極督導各級國語推行委員會。（教育部の国語推行委員会を即刻回復し、統一的に計画して、それぞれの国語推行委員会を積極的に指導する。）
- ② 充實省市和各縣國語推行委員會人員經費，加強督導實施。（それぞれの地域の国語推行委員会において人員の経費を充実させ、国語使用の推進をすること。）
- ③ 推行國語應該從五方面同時着手：（国語使用の推進を図るには五つの方面から同時に着手しなければならない。）
- ④ 加強學校國語教育。（学校において国語教育を強めること。）
- ⑤ 加強社會國語教學，舉辦鄉村，工場，山地成人與失學民衆補習教育。（社会においての国語教学を強め、地方、工場、原住民の成人や学校に行けなかった人を対象にして、補習教育を行うこと。）
- ⑥ 改進廣播電視電台節目，減少外語跟方言節目，增加國語節目。（テレビやラジオの番組で外国語や方言を話す番組を減らし、国語の番組を増やすこと。）
- ⑦ 加強海外華僑國語教育。（海外において華僑の国語教育を強めること。）
- ⑧ 規定各機關，學校辦公室，各種公共場所一律使用國語。（それぞれの機関，学校の事務室，公共の場所においては一律国語を使用すること。）

このようにして全ての部分において国語の使用が義務付けられ、国語の言語環境が意図的に作られていったのである。これらの展開から結果的には浸透はしたが、国語が新たな視点でとらえられるようになったといえるのである。

3. 超民族的機能

台湾社会とその背景

この社会は複雑な多言語社会の構造をもっている。そもそもこの島には先住民が固有の生活と部族言語及び部族文化を持ち、伝統的な部族社会は確立していた。そこにオランダやスペインの支配、

鄭氏政権の樹立、清朝の台湾支配、日本の植民地統治、中華民国の接收等の一連の歴史的流れによって支配されていったのである。つねに為政者は外来の人々であった。最初は自分達の政治的な仕組みを押しつけていったのである。そして漢民族が移民という形でこの島に渡って来て、先住民族を平地から山地に追いやり、ある一部を同化させ、それによって、生蕃と熟蕃に区別され、生蕃の言語はかろうじて残っているが、熟蕃の言語は殆ど消滅させてしまったのである。漢民族は移民してきた人々の出身地によって異なるが、多くは南部の沿岸地域の人々であり、多くは福建省の方言とごくわずかな北京官話ということになる。そして多言語状況となり、日本語と国語の洗礼をうけるのである。つまり「台湾→漢民族系及び先住民族系→多言語共存」という図式が成り立つのである。ここで扱う台湾の国語は政策により打ち出され言語教育の展開により、発展した成長言語であり、単一言語が指向され、人々の生活の中で浸透した言語となり、それは勢力が拡大する方向に向かった言語となり、橋渡しの意味や乗り物の言語として超民族語として、その機能を果たしていくのである。

多言語状況と勢力拡大の言語及び勢力後退の言語

台湾における言語事情は、国語（北京語を基調としたもの）、方言（閩語・客家語・その他等）、高砂族諸語（先住民族諸語）、残存日本語（旧植民地時代の国語）が共存し、多言語共存の国家であることがわかる。国語は上位の言語として、公用語としての地位を確立し、流通的な言語として、教育によって浸透させたのである。台湾の人々が普段使用している共通語はこのようにして確立し、その他の言語は下位の言語として、社会に共存している。方言、高砂族諸語、残存日本語のこれらは一般に市場や普段の生活の中で使用されている言語である。国民党政府が入台し、国語教育の展開を推し進め、一時期は方言、高砂族諸語、残存日本語は公の場から姿を消した。上下の関係をなしている言語状況から勢力拡大の言語と勢力後退の言語とに分けられる。つまり勢力拡大の言語とは全ての台湾の国民に対して、力によって言語生活を操作するということであり、統一言語をもって、話し手の数を多く作ることである。またその言語のみの使用を強制し、言語共同体を拡大し、それ以外の言語を同化吸収してしまうことである。その操作によって、国民の言語生活を抑圧することになる。またその一方で勢力後退の言語がある。地盤を失い消滅に向かっている言語のことである。つまりその言語共同体が消滅したり、他の言語に同化しつつあるという一つの現象である。少数派の漢民族と先住民族である生蕃と熟蕃である。

国語が勢力拡大の言語になったのは光復節以降の祖国復帰を祝って、国語を学習するムードを浸透させたからである。国語を浸透させることによって、近代化を推し進め、発展させるというスローガンのもとで行われたものである。またもう一つの要因として、それぞれの異なった言語を話す人々がお互いに意志の疎通を図るために、日本語以外の共通語が必要だったのである。このような言語は超民族語の意味を果し、かつて日本の植民地時代は日本語が国語とされ、先住民族の社会では他の部族間同士の意志の疎通を図る時に使用されていた言語であり、勢力拡大の言語でもあったのである。現在では閩南語も国語と同等の地位を占める言語に成長し、勢力拡大の言語となり、それとは対照的に客家語、その他の方言、高砂族諸語、残存日本語は勢力後退の言語となりつつある。客家語を使用している人々は極めて少数であり、その他の方言は第一世代によって使用されるのみで、第二世代は脱

方言の傾向にある。

高砂族諸語についてもそれぞれの先住民族の社会で異なる。各地域や年齢層により、使用言語に大きな開きがあるということである。

また残存日本語については本省人の一部と先住民族の一部であるが、年齢的に高齢者の極めて少数の人々が使用しているにすぎないのである。

超民族語の国語化

超民族語に触れるには、超民族語の概念が何であるか説明していかなければならない。超民族語とは言語共同体間の相互伝達のために利用されている言語。代用言語として、特定の共同体の言語ではあるが、他の共同体にも援用できる言語ということになるのである。そしてある意味では乗り物の言語ともいうのである。もともと台湾は先住民族しか住んでおらず、その後、本省人の層が移民という形で入って来たのである。先住民族の言語は現在、生蕃の九民族で12の言語が存在し、熟蕃の平埔族は13の言語に分けられるのである。しかし他の部族間同士は意志の疎通を図ることは難しかった。そこでかつて日本の植民地時代に日本語教育が、国語教育として展開され、日本語が先住民族の社会では共通語として使用されていた言語なのである。先住民族にとっては教育を通して、識字率を高めたということにもなる。また漢民族（本省人で日本語教育を受けた世代）についても同じであるといえる。言語接触についても、両民族とも日本語を代用言語としていた。日本が敗戦し、台湾は日本の統治から中華民国に接収され、祖国に復帰し、かつての植民地言語は消え去られ、国語が共通語として、人々に強制的な言語ではあるが、浸透していったのである。この時も台湾の人々は代用言語を受け入れたということになる。しかしこの時、推し進められた国語教育の展開は強引な言語政策として成功し、その他の言語を踏台にしたともいえる。国家の共同体として、殆どの人々が意志の疎通をはかる時、利用される言語はこの国語になっていったのである。つまり両民族の言語接触時においても、この国語が使用されたということになる。この国語は北京語を基調とし、台湾独自の言語にまで成長したのである。一つは台湾国語で、もう一つは台北国語である。これは一種の言語変異体ということになる。台湾国語は本省人の人々が光復節以降、標準国語を第二言語として習得したところからはじまり、母語の干渉が比較的強い訛りを含んだもの。発音のみならず、語彙、文法にまで及ぶが程度は人によってさまざまなのである。台北国語は標準国語を第二言語として習得していた本省人の人々の層の第2世代及び第3世代、そして外省人の人々の層の第2世代及び第3世代が第一言語としている言語である。台北を中心に標準語とされ、北部から伝播している言語である。

この言語は植民地時代から祖国への復帰という時代の変遷により、成長した言語であるが、母語を下位の言語に仕立て上げ、国語を上位の言語として、超民族語として機能させたのである。つまりこの言語は超民族語であり、国語化されたということになるのである。

また下位の言語の中でも閩南語は政治的な意図（民主政治及び民主化活動そして政権交代等）から上位の言語と対等の地位を得られるようになっているのである。

4. まとめにかえて

国語の成立を通して、国語の言語教育の経緯と展開をみてきたが、国語が中心言語となり、その周辺にその他の言語が存在し、台湾の言語環境が成立していることがわかる。国語はそれぞれの諸要因が中心となり、勢力を拡大していった言語なのである。その諸要因は次のようになるだろう。

- ① 地理的要因
- ② 経済的要因
- ③ 政治的要因
- ④ 宗教的要因
- ⑤ 歴史的要因
- ⑥ 都市要因
- ⑦ 言語的要因

つまりこれらの要素が集結し、権力をもったのである。その一方で周辺に追いやられてしまったその他の言語については勢力が後退している言語という形で復権や少数言語として、生き残りをかけて必死なのである。とくに国語は橋渡しの言語として機能し、最初は押し付けの言語であったが、自分達が発展させ、国民の言語として成り立たせたのである。台湾は多言語状況と単一言語の指向が平行線上に作用している状態にあり、矛盾をも起こしているようにみえるのである。

新たな視点で台湾の国語及び言語事情を一つの社会現象から捉え、この言語現象を追求することを強く説く次第である。

《注》

- (1)王秋陽氏は『台湾「国語」』の中で国語の成立を二つの段階に分け、一つは清朝末年の国語運動から日中戦争までとし、もう一つは国民党の台湾移転からとしている。前者は政府の力で共通語の概念を植え付け、後者は国民教育を土台として浸透させ、定着させたのである。ここでは王秋陽氏の意見に従い同前P.6 を引用したが、学者によって、この意見はまちまちであると思われる。むしろ筆者は中華民国成立時に焦点をあわせ通時的にみていくことを考えたい。しかし本稿では敢えて通史的に清末民初を含めておく。
- (2)『漢語与中國新啓蒙』の運動理論を集約した部分については王秋陽氏の前掲書P.6 を引用したものである。
- (3)王秋陽氏の前掲書P.7 を引用したものがある。また同前P.12の「切音字」の部分も参照されたい。
- (4)この主張についても王秋陽氏の前掲書P. 7を引用し、同前P.12「中国第一快切音新字・原序」の部分も参照されたい。
- (5)この部分については王秋陽氏の前掲書P. 8を引用し、同前P.12の呉汝綸が張百熙にあてた手紙も参照されたい。
- (6)この部分については補足説明として、南京語、蘇州語、福建語、広東語の南方諸方言音に適応させ、「寧音譜」「呉音譜」「閩広音譜」を作り、これらを「簡字全譜」とした。

- (7)王秋陽氏の前掲書P.9 を引用したものである。
- (8)この部分についても補足説明を加えておかなければならない。漢字の書体の筆画から中国語音・「声母+介音+韻腹・（韻尾）」の表記ができるようにしたものである。漢字学習の手助けをしたものと考えていだろう。
- (9)王秋陽氏の前掲書P.10を引用したものである。
- (10)王秋陽氏の前掲書P.11を引用したものである。
- (11)全国国語運動綱領及び台湾国語運動綱領については王秋陽氏の前掲書PP. 13 ~ 14 を引用したものである。
- (12)王秋陽氏の前掲書P.15を引用したものである。
- (13)王秋陽氏の前掲書P.16を引用したものである。
- (14)王秋陽氏の前掲書P.17を引用したものである。

参考文献

- (1) 王秋陽（1999年）『台湾「国語」』山口大学大学院文学研究科（修士論文）
- (2) 黄宣範（1993年）『語言・社會與族群意識・台湾語言社會學的研究』文鶴出版
- (3) 豊田国夫（1964年）『民族と言語の問題』錦正社